

# 奥州

お知らせ版

広報おうしゅう

2013  
Vol.84

2

平成25年4月1日から、スポーツ施設の減免基準が変わります

## スポーツ施設の減免基準を統一

市は、25年4月1日からのスポーツ施設使用料について、減免基準を統一しました(表1、表2参照)。また、学校開放施設の体育館の照明使用料を新設し、1時間当たり200円としました。詳しくは、市ホームページまたは対象施設に備え付けのチラシをご覧ください。施設使用料の金額は、各施設にお問い合わせください。

■問い合わせ 市教育委員会事務局スポーツ振興課体育施設係(江刺総合支所内線343)

■表1 減免基準を統一した対象施設

施設名
水沢体育館、水沢公園体育施設(野球場、テニスコート、陸上競技場、相撲場)、水沢サンスポーツランド(野球場、多目的グラウンド)、水沢武道館、胆沢川桜づつみ広場(多目的広場)、水沢弓道場、旧東水沢中学校(運動場)、江刺中央体育館、江刺西体育館、江刺武道館、江刺中央運動公園(野球場)、江刺カルチャパーク(多目的広場、テニスコート)、前沢いきいきスポーツランド(野球場、テニスコート、多目的グラウンド、体育館)、前沢グリーンアリーナ(体育館、テニスコート)、前沢スポーツセンター、胆沢総合体育館、胆沢陸上競技場、胆沢野球場、胆沢農村広場(多目的広場、テニスコート、相撲場)、下笹森身近な運動広場、衣川野球場、衣川社会体育館、衣川柔剣道場

※市ふれあいの丘公園全施設、プールとパークゴルフ場の各施設は、利用形態から従来どおりの取り扱い

■表2 減免基準(匁:使用料、付:付加使用料\*)

対象と活動内容	スポーツ施設	学校開放施設
○市内の少年団体(スポーツ少年団、子ども会、部活動の父母会など)の活動 ○市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校の教育活動または保育活動 ○幼児、小学校児童、中学校生徒を対象とした大会や集会 ○小学校体育連盟、中学校体育連盟の大会や強化練習 ○障がい者で構成する団体の活動 ○国や地方公共団体の使用 ○企画運営に市が参画している共催事業(後援を除く) ○施設の指定管理者が、施設の管理運営や市から委託された事業のための使用	匁免除 付免除	匁免除 付免除
○市体育協会、市体育協会加盟団体(種目別協会、地区体育協会)、市内の総合型スポーツクラブの活動	匁半額 付半額	匁免除 付半額 匁免除 付減免なし
○市内の高等学校の教育活動やクラブ活動		匁免除 付免除
○社会福祉事業を目的とする市内の団体活動	匁半額 付減免なし	匁免除 付減免なし
○市内に居住する高齢者団体(老人クラブなど)の活動 ○岩手県高等学校体育連盟の大会または強化練習 ○市に登録した毎週活動するスポーツサークル・定期利用団体		匁免除 付減免なし
○市内の自治団体(地区振興会、町内会、交通安全協会、食改善推進協議会、市納税組合連合会など)の活動 ○市内の社会教育関係団体(P.T.A、市芸術文化協会、大正琴教室など)の活動 ○その他の団体(スポーツサークル、土地改良区、農協、商工団体、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、趣味団体など)の活動	匁減免なし 付減免なし	匁免除 付免除 匁免除 付減免なし

※付加使用料とは、施設の照明、冷暖房、音響などの使用料のこと

